

本町田町内会防災対策要綱「役員用」

- この要綱は、大地震等の重大災害が発生した場合の自主防災隊役員の行動についての指針とする。
 - 重大災害が発生した場合には、本町田町内会自主防災隊の本部を町内会事務所（集会所）に設置する。
 - 災害が発生した場合、自主防災隊役員を招集するか否か等、初動体制を含む連絡については「本町田町内会自主防災隊連絡網」で行う。
 - 「本部防災隊役員」が不在の場合は連絡網の次の方に連絡し、不在者には追って連絡すること。
「本部防災隊役員」より「地区防災隊役員」に連絡網で連絡する。
電話が不通等で連絡がとれない場合の目安として、町田市に警戒宣言が発令された時または、重大災害（被害）が確認された時は本部（町内会集会所）に集合する。
 - 連絡網にて地区防災隊役員のいずれかの方に連絡をする。
連絡を受けた方は当該地区の自主防災隊役員全員に手分けをして連絡する。電話が不通等で連絡が取れない場合は地区の災害状況により、避難するか否かは地区防災隊役員が判断する。
尚、災害時において自宅に不在も想定されるため、役員各自の状況判断で行動することもある。
 - 災害発生の場合、防災隊役員は自分の家庭及び周辺の安全を確認する。
 - 「本部防災隊役員」は、異常がなければ直ちに本部（町内会集会所）に集合する。
但し、災害の状況によっては「避難施設（避難所）」に直接行くこともある。
 - 「地区防災隊役員」は、異常がなければ「避難広場（一時集合場所）」（※1）に集まり、地区の状況を確認し、状況によって「避難施設（避難所）」（※2）に避難者を誘導する。
「地区防災隊役員」は、地区の状況を情報連絡班によって、異常の有無に関係なく本部に必ず報告すること。尚、災害状況は時々刻々変化するので出来るだけ書面（メモで可）で報告し、「日時、地区、場所、報告者」等も記載願いたい。
また交通については、四輪車は使用できないと思われるため、徒歩・自転車・バイクが望ましい。
- ※1 「避難広場」とは、各地区が災害時に備えて決めた一時集合場所である。
☆町田市で指定する『避難広場（避難場所）』とは、屋外の公園や学校のグラウンドなど屋根のない施設を指すが、
ここでいう避難広場とは、各地区にて決めた『一時集合場所』のことをいう。
- ※2 「避難施設（避難所）」とは、主として小中学校等の体育館など屋根のある建物が指定されており、大災害時、自宅その他に居住（帰宅）が困難な人たちが、仮宿泊できる場所を指す。
従って、夜間利用する機会が多いと考えられる。
- 本部防災隊役員の本来の任務とは、本部に集合し隊長の指揮の下、それぞれの職務分担を遂行されることであるが、実際の災害時には、集合できる人員やその他の状況について、予期せぬ事態も想定されるので、本来の職掌には関係のない活動を求められる可能性も念頭に、相互の役割を理解し協力いただきたい。
 - 各地区においては、重大被害が発生した場合に備えて「避難広場」（一時集合場所）を定め、これを会員全般に周知させ、且つその「避難広場」を本部長に報告すること。
地区防災隊役員は普段より地区内の災害弱者を把握するなど、災害時に備えていただきたい。
 - 地域内における市の指定する避難施設は、次の通りである。従って避難施設に近い地区では最初から一時集合場所をこの中より決めて置くのもよい。
 - 避難施設（避難所）→ ・本町田小学校 ・町田第三小学校 ・本町田東小学校 ・町田第三中学校
 - 救護連絡所（※3）→ ・町田第一中学校 ・忠生第三小学校 ・南大谷小学校☆本町田町内会エリアに該当するところはない。
- ※3 救護連絡所とは、災害拠点連携病院（市内10ヶ所指定）へ行くことが困難な場合など、避難施設内にて医療救護が受けられる場所として順次開設されます。☆開設については防災無線等で知らせがある。